

1 全般的事項

(1) 事業者は、北九州市環境影響評価技術指針に基づき選定した環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法に従い、環境影響評価を適切に行うこと。

また、今後環境影響評価を進めていくなかで、環境への影響に関し、新たな事実が判明した場合又は予測された場合においては、選定した項目及び手法の見直し、又は追加を行うこと。

(2) 当該事業計画において、新たに建設する施設の検討に当たっては、既存の施設よりも環境への負荷を低減するよう、大気汚染防止の観点から、最新のシステムの導入を図るよう配慮すること。

また、当該施設の稼働後は、当該事業計画で定めるとおりに廃棄物及び有害物質の排出抑制並びに適正処理が行われるようにすること。

2 環境影響評価の項目の選定に関する事項

事業者が選定した環境影響評価の項目については、特に追加又は削除の必要はない。

しかし、産業廃棄物処理施設の建設事業及び産業廃棄物の処理に伴う環境への影響については、市民の関心が高いことを踏まえ、環境影響評価の項目を選定するときは、理由を明確に示す必要がある。そのため、環境影響評価準備書には、当該項目の選定に係る理由を明記するとともに、工事用車両及び廃棄物運搬車両の通行による環境影響評価の項目を選定しなかった理由を明記すること。

3 調査、予測及び評価の手法

次の点を考慮の上、事業者は環境影響評価準備書を作成すること。

(1) 建設工事の実施による大気質への環境影響の調査、予測及び評価は、詳細な工事工程計画を立てた後、建設機械の稼働が最大となる時期を確認した上で行うこと。

(2) 当該施設の稼働後における大気質及び水質の環境要素に係る調査、予測並びに評価を行う地域については、選定した物質の拡散特性を踏まえ、当該物質による環境影響を受ける可能性がある地域を明確に示すとともに、適切な調査、予測及び評価を行うこと。

(3) 当該事業においては、その特性により、煙突からの排出ガスによる環境への影響が懸念されることから、風向及び風速について季別、時間帯別に風配図を作成して、大気質に係る調査、予測及び評価を行うこと。

4 その他

(1) 環境影響評価準備書は、記載内容が専門的かつ大量になる可能性があるため、要約書の作成に当たっては、住民に分かりやすい内容となるように配慮すること。

(2) 廃棄物の処理の過程で発生する焼却残さについては、その処理方法を環境影響評価準備書に明記すること。